

2023年度 岡山大学大学院法務研究科

法学既修者入試C日程 試験問題

公法系（憲法）

<解答上の注意>

1. この問題冊子は、この表紙を含め2枚である。
2. 配点は、50点である。
3. 表裏に解答欄がある解答用紙は、1枚が配布されている。
4. 解答用紙の受験番号欄に受験番号を算用数字で記入し、また試験科目欄に「公法系」と記入すること。なお、整理番号等その他の記入欄には記入しないこと。
5. 試験終了後、問題冊子及び下書き用紙は持ち帰ること。
6. 解答の際は、黒又は青のボールペンを使用すること。
7. 六法は貸与品なので、折り曲げや書込みをしないこと。なお、書込み・汚損等がある場合は申し出ること。
8. 試験終了後、指示があるまで席を立たないこと。
9. その他は、すべて監督者の指示に従うこと。

【問題】

下記の【事例】及び【資料】を読み、これに含まれる憲法上の問題点について、参考とすべき判例及び学説に言及しつつ論じなさい。なお、法律と条例の関係については論じなくてよい。

【事例】

XはA労働組合の幹部である。20XX年12月10日（土曜日）、Xは、急激な物価上昇に応じた賃上げ要求、防衛費増額のための増税反対を表明するため、A労働組合が他の団体とともに主催し、O市中心部繁華街に位置する公道を経路とするデモ行進（適法な手続を経ていることを前提にしない。）に、主催団体の構成員及びインターネット上の呼びかけに応じた参加者計約300人とともに参加した。同日13時35分頃から13時39分頃までの間、本件デモ行進の先頭集団数十人が行進経路上の車道において蛇行進をした。この際、Xは、自らも蛇行進をし、先頭列外付近に位置して所携の笛を吹きあるいは両手を上げて前後に振り、集団行進者に蛇行進をさせるよう刺激を与え、もって集団行進者が蛇行進をするように煽動した。Xは、O市集団行進及び集団示威運動に関する条例3条3号及び5条に該当するとして起訴された。

【資料】 O市集団行進及び集団示威運動に関する条例（抜粋）

（届出の事由）

第1条 道路その他公共の場所で集団行進を行うとするとき、又は場所のいかんを問わず集団示威運動を行うとときは、O市公安委員会（以下「公安委員会」という。）に届け出なければならない。ただし、次の各号に該当する場合はこの限りでない。

- (1) 学校が行う遠足、修学旅行
- (2) 通常の冠婚葬祭等の慣例による行事

（遵守事項）

第3条 集団行進又は集団示威運動を行うとする者は、集団行進又は集団示威運動の秩序を保ち、公共の安寧を保持するため、次の事項を守らなければならない。

- (1)～(2) (略)
- (3) 交通秩序を維持すること。
- (4) (略)

（罰則）

第5条 第1条若しくは第3条の規定又は第2条の規定による届出事項に違反して行われた集団行進又は集団示威運動の主催者、指導者又は煽動者はこれを1年以下の懲役若しくは禁錮又は5万円以下の罰金に処する。

《公法系問題 以上》

【出題趣旨】

本問は、集団行動の自由の意義、地方公共の安寧と秩序の維持を目的として集団行動の自由を刑罰により制約する本件条例 3 条 3 号の明確性、並びに、3 条 3 号及び 5 条の憲法適合性という基本的な論点について問うことで、関連判例の理解を含めて、基礎的な知識及び思考力の有無を測ることを趣旨としていた。